

**『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10巻
適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』
(第1版第2~3刷)
訂正とお詫び**

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2025年12月4日

| 頁 | 記事タイトル | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|-------|----------------------------|----------------------------|---|--|
| p. 4 | 適正飼養指導論 第1章愛玩動物の飼養 | 右段上から2行目 | (生後90日以上) | (生後 91 日以上) |
| p. 32 | 適正飼養指導論 第2章動物終末期(飼い主)ケア | 右段上から7行目 | 強制給仕 | 強制給 餌 |
| p. 52 | 適正飼養指導論 第3章適正飼養の推進 | CHECK! 囲み「犬猫の飼養管理基準:七つの項目」 | <p>①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>②動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項</p> <p>③動物の疾病等に係る措置に関する事項</p> <p>④動物の展示又は輸送の方法に関する事項</p> <p>⑤その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項</p> <p>⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項</p> <p>⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項</p> | <p>①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項</p> <p>②動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項</p> <p>③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項</p> <p>④動物の疾病等に係る措置に関する事項</p> <p>⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項</p> <p>⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項</p> <p>⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に関する事項</p> |

| | | | | |
|-----------------------|--|---------------------|---|--|
| p. 121 | 適正飼養指導論 第5章動物愛護 管理行政 | 表1-5-1 上から6行目 | (イ) 第一種動物取扱業の種別 に係る地域および技術について 1年間以上教育する学校などを 卒業 | (イ) 第一種動物取扱業の種別 に係る 知識 および技術について 1年間以上教育する学校などを 卒業 |
| p. 266 | ペット関連産業 概論第1章ペッ ト関連産業にお ける職業倫理 (行動倫理を含 む) | p. 266CHECK! 1行目 | 職業倫理=コンプライアン ス? | 職業倫理=コンプライアンス? |
| p. 310 、 p. 312 | ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業 | 右段下から6行目 | ① 年度当初の動物の所有数 ② 月ごとに新たに所有した動物 の所有数 ③ 月ごとに販売等したまたは死 亡した動物の数 ④ 年度末の動物の所有数 ⑤ 取り扱った動物の品種等 | ① 事業所の名称 ② 事業所の所在地 ③ 登録年月日 ④ 登録番号 ⑤ 年度当初に所有していた動物 の合計数 ⑥ 年度中に新たに所有するに至 った動物の月ごとの合計数 ⑦ 年度中に販売若しくは引渡し をした動物の月ごとの合計数 ⑧ 年度中に死亡の事実が生じた 動物の月ごとの合計数 ⑨ 年度末に所有していた動物の 合計数 ⑩ 犬猫以外の動物に含まれる品 種等 ⑪ 備考 |